

求人・求職者のみなさまへ

当社は、職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は全職種です。(港湾運送業務、建設業務を除く)

若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

当事業所の取扱地域は、国内・中国です。

手数料に関する事項：

【求人者から徴収する手数料】

- ・ 求人受付の際、事務費用として、1件につき最大30,000円申し受けます。
- ・ 就職が決定した際の紹介手数料として、下記手数料表により申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	30,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【求人者から徴収する手数料】

- ・ 手数料は一切申し受けません。

求人者の情報に関する事項

- ・ 求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の陸 游です。連絡先は06-6333-0980です。
- ・ 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りません。

個人情報の取扱いに関する事項

- ・求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「(有料職業紹介事業) 個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。
- ・取扱者は、個人情報に関して当該情報の本人から情報の開示請求があった場合、本人の資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正します。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の陸 游です。連絡先は 06-6333-0980 です。苦情の申出があった場合は、誠意を持って適切に処理します。

返戻金に関する事項

当事業所は、次の返戻金制度を設けています。

採用者への紹介業務が完了し、被採用者が入社してから 6 ヶ月以内に、当該人材が本人都合及び本人の責めに帰すべき理由にて退職した場合、受領した紹介手数料を次により返戻する。

1. 1 ヶ月未満は 70%
2. 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満は 50%
3. 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満は 30%

但し、被採用者の責に因らない解雇、雇用主に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他株式会社 MARU International 免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。

その他、ご不明の点がございましたら 06-6333-0980 までお問合せください。

以上